

2011/7/28

I 第77回 社会保障審議会介護給付費分科会

実現に近づく「個別援助計画の指定基準における明確な位置づけ」
～「福祉用具の在り方に関する検討会」

最終報告について議論を展開～



意見陳述を行う本会理事長 山下 一平 氏



II レポート：東京都世田谷区・福祉用具における介護給付適正化事業

世田谷区より委託を受け福祉用具購入に係る利用者宅訪問調査へ
ふくせん会員から調査員を派遣 ～ 参加した調査員へインタビュー ～

III レポート：福祉用具個別援助計画書に係る研修

義務化に向けて…地域初福祉用具個別援助計画書作成研修を開催
(2011/6/18 近畿支部)

全国に先駆け…福祉用具個別援助計画書を用いたケアマネ研修に協力
(2011/7/2 神奈川県)

IV オヤノコト。エキスポ2011 2011/7/16・17

“「親のこと」を考える子世代への提案”をテーマとしたイベントで
公開事例検討会を開催

V 一般社団法人化後初 ふくせん定時総会開催 2011/5/25

今こそ“質の高いサービス”提供の仕組みづくりのとき
新たなサービスを提供する環境づくりへ積極的な取り組みを

第77回 社会保障審議会介護給付費分科会

実現に近づく「個別援助計画の指定基準における明確な位置づけ」 「福祉用具の在り方に関する検討会」最終報告について議論を展開

7月28日、厚生労働省による「第77回社会保障審議会介護給付費分科会」（座長・大森彌）が開催された。

リハビリテーションと福祉用具の関係団体からのヒアリングが行われた。「福祉用具」についての政府説明では、厚生労働省老健局の川又竹男振興

テーマは「リハビリ・軽度者（予防給付）」と「福祉用具」

ヒアリングは、政府提出の資料説明、参考人の意見陳述の後、分科会委員が質問や意見を述べる、という形で進められた。

前半のテーマは「リハビリ・軽度者（予防給付）」で、日本リハビリテーション病院施設協会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会が意見陳述を行った。

後半の「福祉用具」については、日本福祉用具・生活支援用具協会と、社団法人日本福祉用具供給協会が参考人として意見陳述を行った。本会の山下一平理事長は、日本福祉用具供給協会理事長として意見陳述に臨んだ。

「2055年には高齢化率40%超が見込まれます。その状況は、人的サービスだけでのりきれるものではなく、福祉用具の利用による介護負担の軽減などがま

課長より「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」の最終報告書の説明があった。これをもって「個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置づけることが適当」とする同検討会の意見が正式に介護給付費分科会に報告されたということになる。

「ますます大きなテーマとなるでしょう」（山下理事長）。

福祉用具貸与サービスの「質」向上に向けて

山下理事長は、福祉用具貸与サービスについて、他のサービスと比べて歴史が浅い、社会的評価が低い、としながらも、サービスの質向上の必要性を訴えた。

福祉用具のレンタル料は、介護保険サービスの中で唯一、事業者委ねられた「フリー価格制」である。最近では、保険者によって周辺事業者の価格情報を通知するサービスが始まっているが、そこにサービス内容が含まれていない。そのため、質を問わず、ただ安価な方へと利用者が誘導される可能性は否めない。

「質の低下が問題視される中で、ようやく示された明るい方向性が、『福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会』による個別援助計画作成義務化の流れです」（同氏）。

これまで義務化されていなかった個別援助計画の作成は、本来、福祉用具貸与サービスにこそ必要なものである。計画を立て、明文化するためには、導入の根拠を明確に示さねばならない。必然的に専門性のない福祉用具専門相談員はそこであまり落とされる。

山下理事長は、「作成した福祉用具個別援助計画書は、多職種連携や保険者のサービス適正化にも役立つと思います。実際に福祉用具の専門職団体である福祉用具専門相談員協会のモニタリングシートを活用して適正化に取り組む自治体も出てきました」とふくせんの受託事業である、東京都世田谷区の適正化事業の例を紹介した。

個別援助計画書作成義務化に向け望まれる全国的な研修体制

そのほか、分科会委員より、認知症高齢者の福祉用具に関わる事故が増えていることから、事故防止の観点からも訪問点検の徹底を求める声があがった。

さらに義務化に伴う研修等の現状について質問があった。山下理事長は、関係団体の協力を得ながら進めている実態を説明するとともに、指定基準が改正された場合の施行準備としては全国的な研修が必要であると、国に対して、一定の予算措置を要望した。



会場の様子

レポート：東京都世田谷区・福祉用具における介護給付適正化事業

世田谷区より委託を受け福祉用具購入に係る利用者宅訪問調査へ
ふくせん会員から調査員を派遣
参加した調査員へインタビュー

介護給付適正化は、給付の効率化とサービスの質の向上を目的とした市区町村の事業ですが、この事業のうち、福祉用具専門相談員が大きな役割を担うもの、それは「福祉用具購入に係る利用者宅訪問調査」である。福祉用具について適切に提案・使用されているか、利用者が生活をおくる上で改善すべき点はないか。これらの調査では、本会が普及に努めている「モニタリング」の姿勢が大きな意味をもっている。

「モニタリング」は、福祉用具による事故防止

にも有効であることから注目されており、将来われわれ福祉用具専門相談員の最も重要な業務になる可能性があるといっても過言ではない。

世田谷区（東京都）では、相談員のモニタリング能力に注目し、平成22年度から介護給付適正化事業をすすめている。調査員として派遣された本会東京ブロック会員からみた訪問調査とは、どのような現場だったのか。そして、何に気づき、どう感じたのか。調査事業への参加実績に基づいて話を聞いた。

福祉用具に関する画期的試み
全国に先駆けてスタート

「福祉用具販売に関するこのような適正化の調査は、私を知る範囲では初めてですし、おそらく全国的にもこれまでなかったのではないだろうか」と話すのは水越良行氏。水越氏の担当地域でもある世田谷区は東京都の中でも被保険者のボリュームが大きい地域。そういったことも考え合わせ、考え方や取り組み方として評価できる、いい流れだと感じたという。「先進的な保険者だな」と。

同氏は福祉用具貸与事業者の課題の一つに、利用者やケアマネジャーに対しての対応やサービスの質についての差が表に現れにくいことをあげる。事業者側の



水越良行（みすこし よしゆき）氏
（株）ヤマシタコーポレーション
府中営業所 主任。キャリア 10 年

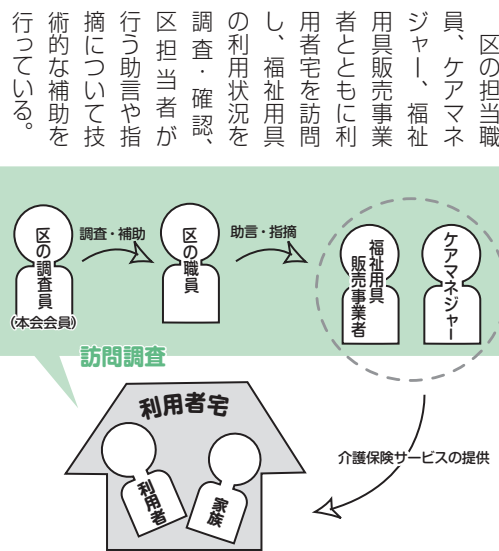
努力がなかなか理解してもらえない現状。この問題にも、今回の調査は大きく関係してくるのではないだろうか。

「福祉用具の選定、使用状態のチェックというのは本来、非常に重要なものです。何が、どう必要なのかを適確に判断し、福祉用具を選定して、正しい使用のためのセッティングをする。合わない福祉用具、間違った

使い方は危険でもあり、利用者のためにもなりません。保険者側が、このようにはっきりとした形で調査し、指導・助言する仕組みがスター

世田谷区の調査活動

世田谷区では、介護給付事業の一環として、平成21年には「住宅改修に係る利用者宅訪問調査」、平成22年度には「福祉用具に係る利用者宅訪問調査」を実施し、後者では本会が調査員の派遣を受託した。本会東京ブロック会員を調査員として派遣し、年間50件の調査実績をあげた。



トしたのは、非常に良い動きだと思います」（同氏）。

現場の把握が生む利益。利用者のためにもケアマネのためにも事業者のためにも

水越さんが調査員としてうかがった中には、選定上、疑問と思うような給付対象、状況はありましたか。水越◆そいつものはありませんでした。ただ、メーカーに提言すべきポイントが出てきたというのはありましたよ。

バスボードで、ターンテーブルで方向転換をしてそのままスライドするもの。使いこなすと便利ですが、スムーズに動きすぎるんです。その動きの点か

「使い方には特に注意が必要な製品なのです。ターnteepルの部分はボード本体に固定されていないため、簡単にはずれます。ご利用者やご家族がそれらの特徴について、導入時にしっかり説明を受けていたのか、ということとはチェックポイントですね。」

——製品を取り替える必要性はなかったのですか？

水越 ◆「スライドする」というのがこのご利用者にとつてのポイントだったんです。ちょうど身体介護でヘルパーさんがいらして、「実際に入浴介助時に使うのは私だから」と、活発な意見交換ができたのは収穫でしたね。

そのまま継続して使用していますが、調査が入ったことによって、改めて注意を喚起する、第三者の目でみたチェックポイントをお伝えする、助言することができました。

——何かあったらすぐに別のものに取り替えるということではないんですね。

水越 ◆必要なものならば、改めて使用する際の注意を促し、安全に使えるような配慮をする。それが調査員に求められている役割だと思います。

——不適正なもの、というわけではないと。

水越 ◆車いすの付属品であるクッションが単体でレンタルされているということがありました。通常のいす用クッションとして使用していたんです。生活の利便という点ではいいと思いますが、介護保険制度におけるレンタルとしては不適正ですね。事情を聞いてみたら、ケアマネジャーさんが特に意識していなかったということでした。

——それでは、その福祉用具はどうなるのでしょうか？

水越 ◆区担当者から、本来どうなのかを説明し、ご

理解いただくことになるんだろうと思います。どう対処するかは保険者の判断でしょうから、その後の取り扱いには残念ながらわかりません。その状況が起きた原因はさまざまですが、提供した事業者の知識あるいは意識が足りなかったということが多いのではないのでしょうか。

「行政の方には、ケアマネジャーさんに福祉用具導入についての制度等を助言するのも福祉用具のプロである福祉用具専門相談員の仕事だと言われました」というのは、本山秀昭氏だ。

——本山さんが調査員としてうかがった中には、特に問題になりそうな給付対象、状況はありましたか。

本山 ◆調査にうかがった中では、目標の達成度はほぼOKでしたが、その場でトイレの座面高の調整を行ったケースがありました。ポータブルトイレからの立ち上がりが少しづつさつだったんです。おそらく初期設定のままの高さだったんでしょう。少し高くすると立ち上がりやすくなりますよ、ということで調整させていただきました。それと合わせて、立ち上がり支持手すりのすべりどめの位置が適切でなかったため、それも直しました。販売事業者も同席していますから少しいいにくい面はありましたが、こちらは途中でずれてきてしまっていた可能性もありますね。

——福祉用具の取りつけ方がまちがっていたものがあつたということですが。

本山 ◆レンタル

品もあわせて確認したところ、たちあつぐのベース部分が表裏逆に取りつけられていた、というケースがありました。本来固定されて動かないはずのものなのに、きちんと固定できず危険な状態でしたので、指摘し、セッティングし直させていただきました。

——ご利用者本人は何かおかしいと、気づかれていますか？

本山 ◆特にここが、とは思われていなかったようです。提供する側のモニタリングあるいは設置後のチェックが不十分だったのではないのでしょうか。

行政と現場担当の専門職がともに行う調査の意義

通常、区の担当部署の職員といえど、よほど特別な案件でない限り、現場に行く機会はないと思うのだが。「例えば、給付係の方だと、書面審査だけなので、給付決定後の状況を見たいのではないのでしょうか」とは本山氏。また、調査員としての現場では、「福祉用具専門相談員としての基本は同じはずだが、第三者的な目でみると『こういうふうなとらえ方があるのか』と思うこともあれば、反面教師的な部分に気づくこともあり、いろいろな意味で勉強になる」という。

「この場でケアマネジャーさんにも新しい発見があつてほしいです。『ああ、こんな要望があつたのか、こんなふうに思っていたのか』など。いままでうかがいがつてこなかったニーズが発見できる場にもなるといいですね」とは前出の水越氏。「調査なので」というと利用者や家族から、あえて言えば……といままで出てこなかった意見がとび出ることもあるそうだ。

調査の業務分担では、「介護保険の制度やご利用者の疾患のことなどについては、区担当者の方の領域。



本山秀昭 (もとやま ひであき) 氏
(株)トヨタ自動車販売
住環境事業本部。キャリア6年

「その福祉用具のポイントなどは、できれば介護に関わる全ての方々にご理解いただきたいですね」水越氏



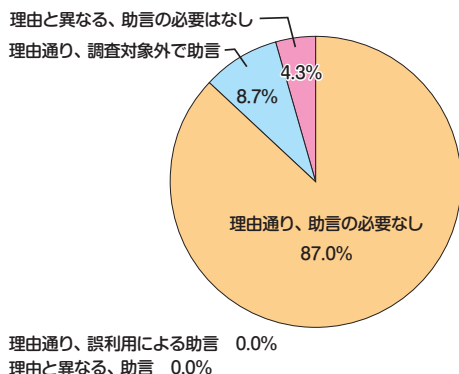
「担当ケアマネと一緒に仕事をしたことがある方で、『あら、今日は調査員？』。なんてすこし気恥しかったことも」本山氏

一方、福祉用具を導入する際に大切な商品の特性などについては私たちの領域として分担し、区担当者の助言・指導のお手伝いをしています。車いすひとつとっても、どういう目的で、どういう利用者像で、どういう使い方といった細かいところこそが、適正な給付には重要なのだらうと思います。そこは専門職であるわれわれの出番です」（同氏）。

また、通常同業他社の方と利用者のところで一緒に仕事をするのではないため、他事業所の考え方などを知ることにも勉強になるという。普段自分の事業所で扱っている商品以外について、使用現場でその特性などにふれるチャンスでもある。「理想を言えば、福祉用具専門相談員はすべての商品の特徴を知っているべき。うれしい機会ですね」と頼もしい。

今回、利用者宅訪問調査に派遣された会員にアンケートを募った結果を以下に掲載する（抜粋）。現在、福祉用具専門相談員が、調査員として保険者の介護給付適正化事業に参加しているのは、世田谷区のみ。しかし、より「適正な」介護給付が求められる今後、その機会は他所にも及び、また増えてくるだろう。福祉用具専門相談員には、何が求められ、何ができるのか。そして、どのように関わっていくべきか。個人として、事業所として、協会として、業界としての、今後の方向性について考えるきっかけとしたい。

【調査等の結果】



【その他の問多かった回答は？】

●訪問前に必要な打ち合わせ

時間は「10分」程度で、主な内容は「選定理由の詳細確認」と「ご利用者の状態確認」。

●調査に必要な時間

単品調査で「15分」以上、複数調査で「40分」以上。購入・レンタル

混在調査では「30分」以上から「60分」以上の間で意見が分かれた。

●福祉用具専門相談員として重視していること

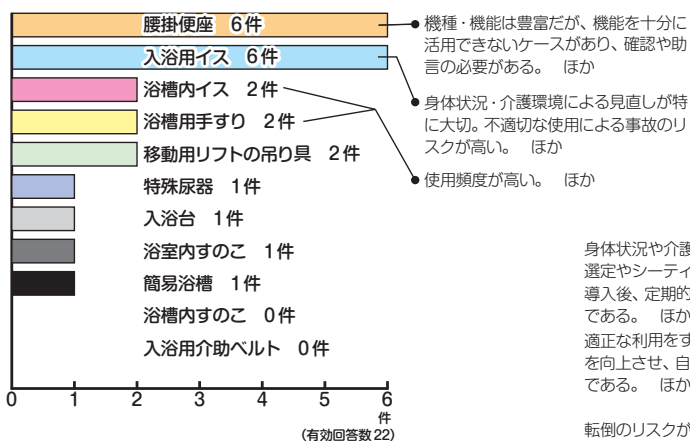
「利用環境の整備」が「サービスの適正化」を上回った。3位は「適切なサービスの普及・啓発」。

今後の展開を考える

福祉用具専門相談員の役割とは？

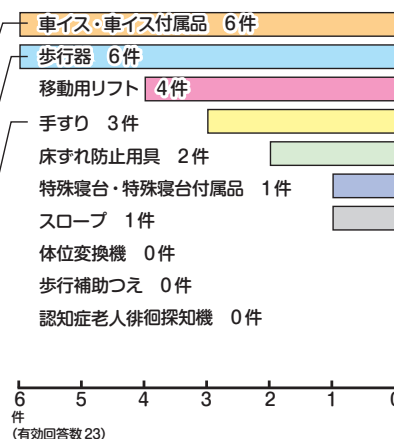
【アンケート結果】

【今後、調査を希望する対象商品と主な理由】



↑ 特定福祉用具

レンタル福祉用具



レポート…福祉用具個別援助計画書に係る研修 義務化に向けて…地域初福祉用具個別援助計画書 作成研修を開催 (6/18近畿支部)

「福祉用具個別援助計画」作成の義務化の2012年4月開始も考えられる今、最新の状況理解と、計画作成についての基礎的技術の習得、個人あるいは事業所として、どんな

準備をすべきかという課題整理などが必要である。
そこで本会では、会員のみならず一般の福祉用具関係者にも呼びかけ、近畿圏では初の研修会を行った。

開会の挨拶を務めたのは、本会大阪ブロック長の酒井博人氏。88名の受講者を前に、「近畿



「個別援助計画書とモニタリングがそろって初めて福祉用具のPDCAサイクルが確立する

のです。しかし、具体的な作業としては、メモをとり、ご利用者やご家族、ケアマネジャーからヒアリングをして、その結果を計画書に落とし込んでいくだけ。現在の業務に新たにプラスしなければならぬものではないとあります。皆さんが通常やっていることを体系づけ、確立するだけです」（山本氏）。この一連の業務を、より簡便で効率的にまとめ、可視化したものが、ふくせんの「標準様式」である（エクセルデータでふくせんHPからダウンロードできるため、カスタマイズも容易）。

「福祉用具個別援助計画」を 作成するということ

個別援助計画書については、山本一志事務局長から説明があった。

「今日のような機会に個別援助計画の立案、計画書の作成法を勉強し、実際に各事業所で役立ててください」（同氏）。

福祉用具個別援助計画作成演習 …グループワーク

研修会は、作業療法士の淵上敬史氏を指導役に迎えて、個別援助計画作成のグループワーク、発表、講評というスタイルで行われた。

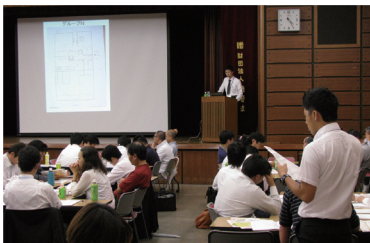
◆淵上敬史氏による総括◆

重要なことは、個別援助計画書は何のために書くのか、ということ。義務化されたから作成するものではありません。計画書を書くこと自体に必死に

6人程度の参加者と協力者2名（ご本人役、ご家族・ケアマネジャー役）で1グループ。事例にもとづいて計画書、改修案の図面等を作成。



▲グループごとの発表の様子。間取り図等を示しながら個別援助計画の根拠・ポイントなどを発表。淵上氏の講評を受けた。



なり、利用者の姿がみえなくなってしまうようなことがあれば、それは本末転倒

ともいえるでしょう。私たちは、ご利用者やご家族の望み・思いの実現という目的を忘れてはなりません。モニタリングシートも個別援助計画書もそのためのツールなのです。

特に「ご利用者は自分のことをストレートに伝えているのか？」というのは、常に意識したいポイント。表面上だけではないか？ 隠されたニーズがあるのではないか？ 言葉だけでなく、しぐさや表情から「聞き取る」「くみ取る」ことが必要です。ご利用者さんがこう口にしたから、ケアマネジャーがこう言ったから、だけですませるのではなく、相手の本当の気持ち・ニーズを「読み取る」努力をしましょう。先入観などに惑わされず、真摯に受け止め、傾聴する姿勢をもつことです。

その姿勢の有無が利用者から「この人には心を開ける」と思っていただけかどうかにつながります。利用者あるいは家族から真のニーズを引き出して、個別援助計画の形にして提案する。「個別援助計画書」はそのためのツールなのです（淵上氏）。



渡邊 慎一 理事

「『選定の考え方等の客観的な評価』は、まさに計画書の目的にあたります。考え方はケアプランと同等で、これによってケアマネジャーと相談員がお互いを客観的に評価することもできます」(同氏)。

冒頭では、本会理事でもある渡邊慎一氏(横浜市総合リハビリテーションセンター医療部理学・作業療法課長)が、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」の報告書をもとに、「計画書の目的と内容」を説明した。計画書の作成が義務づけられていない福祉用具の利用については、利用者に応じた福祉用具選定の考え方等を客観的に評価し、関係者間で共有し、継続的にモニタリングを行う仕組みが不足しているとの指摘がある。

NPO法人神奈川県介護支援専門員協会主催でケアマネジャーを対象にした福祉用具個別援助計画書(以下、「計画書」)の作成研修が行われた。ふくせんは「アドバイザー」として会員を派遣した。ふくせんでは本年度厚生労働省の助成を受け、ケアマネジャーと相談員の合同研修を行うが、今回の研修は全国に先駆けた試みとなった。

全国に先駆け：福祉用具個別援助計画書を用いたケアマネ研修に協力 7/2 神奈川県

相談員とともに「福祉用具個別援助計画」を作成

グループワークでは、ケアマネジャーが初めての計画作成をスムーズに行えるよう、各グループに2名のアドバイザーがついてすすめた。



神奈川県介護支援専門員協会副理事長 露木昭彰氏

「体験を通して、『福祉用具個別援助計画書』の存在を知るとともに、相談員の専門性を知ってほしい」(神奈川県介護支援専門員協会副理事長 露木昭彰氏)。

「プロ同士の信頼関係が今後のカギ」。相談員が福祉用具についてフォローをし、ケアマネと互いに「コミュニケーション」を深めて、密度の濃い関係を築いてほしい。もし、サービス担当者会議で意見を言えないような知識・技術がない相談員がいたら、「来るな」と言っていたらダメです(山本一志事務局長)。

IV オヤノコト・エキスポ2011 <http://www.oyanokoto-net.co.jp/event/expo11/>

オヤノコト・エキスポ2011 に出展 公開事例検討会を開催

7月16日(土)～17日(日)、東京国際フォーラムでオヤノコト・エキスポ2011が開催された。「親のこと」を考える子世代が、親に変わって必要な情報を集めたり、気持ちよく老いながら自分のライフスタイルを維持したりでき

るような提案をするためのイベントだ。

ふくせんは、両日公開事例検討会を開催した。オヤノコト・エキスポで公開事例検討会を開催するのは、今年で3回目となる。

1日目講師：市川洌先生
(福祉技術研究所(株)代表)



1日目参加者(写真左から)：湯脇稔氏(鹿児島県・(株)カクイクスウィング)、大山英樹氏(千葉県・(有)セイワメディカル)、前田収徳氏(香川県・(株)ヤマシタコーポレーション)、久保田豪氏(千葉県・(株)ヤマシタコーポレーション)

2日目講師：金沢善智先生
(株)バリオン／介護環境研究所 所長)



1日目参加者(写真左から)：住田秀孝氏(愛知県・(株)ヤマシタコーポレーション)、松崎理紗氏(茨城県・マツザキマテリアル(株))、森谷剛実氏(千葉県・(株)エイゼット)、藤井健太郎氏(山口県・(株)ホームケアサービス山口)

質の高いサービス、新たなサービス提供へ 意識改革・環境整備に対し積極的な取り組みを

5月25日（水）、東京・主婦会館プラザエフにおいて、昨年10月1日の一般社団法人化後、初となる定時総会を開催した。

この度、厚生労働省は「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」（以下、「在り方検」）の最終報告書の中で、福祉用具個別援助計画作成義務化の方向性を示した。そういった国の方針を受けて、本会の活動の焦点も自ずと定まってくる。

本会は、義務化についてはこれまでと同様強く求めていくが、それに加えて福祉用具専門相談員や関係者が、義務化による新たなサービス提供環境に適切に対応できるよう、さまざまな取り組みを行っていく。

来賓の山下陽子氏（厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官）は、先日行われた「在り方検」について、「今後、検討会の議論の結果を報告書にまとめ、介護給付費分科会で話し合う」と、個別援助計画など給付の見直し案の今後の扱いについて述べた。また、福祉用具利用の事故について、「報道、メールにて情報提供を行い、幅広く周知に努めている。事故防止に役立ててほしい」



とし、事故防止に向けた自主的な努力を求めた。

閉会挨拶を務めた畔

上加代子副理事長は、福祉用具個別援助計画書の義務化の流れについて、「個別援助計画は福祉用具サービス開始当初からあるべきものだった。ケアマネジャーに言われて作るものではない。自立しよう」と意気込みを示し、締めくくった。



■新展開に備えブロック長会議を開催

総会に先立って、今年度初となるブロック長会議を開催。山下理事長から、事業の柱である「福祉用具個別援助計画」の義務化に向けて、本会活動への協力要請を行った。また、会議終了後に催された役員との合同ランチミーティングでは、それぞれ異なる立場から、今後のふくせんの活動についての意見が活発に交わされた。

事務局より＊イベントのお知らせ

HCR 2011 に 出 展

■HCR2011にブース出展

10月5日（水）～7日（金）

今年も国際展示場にてHCRが行われます。ふくせんもブース出展いたしますので、ぜひお立ち寄りください。

（ブース番号：6-19-07）

■ふくせんワークショップ

10月5日（水）13:30～14:30

HCR開催中、1B会場にてふくせんワークショップを開催します。「福祉用具の適切な利用支援

と事故防止」をテーマに、各界の

有識者が意見を交換し、具体的な取り組みを提案します。

■「福祉用具の日」共催イベント

10月7日（金）14:00～16:30

10月1日「福祉用具の日」を記念し、福祉住環境コーディネーター協会との共催で今年もイベントを開催します。会場は東京ファッショントウンビル（HCR会場隣）908研修室。

講演＊世田谷区

日時：2011年11月25日（金）

18:30～20:30

場所：世田谷区・成城ホール

■内容：福祉用具について

世田谷区役所からの福祉用具のレンタル品・購入品に関する給付申請のお話のほか、本会事務局長の山本一志より福祉用具や個別援助計画書に関する講演を行います。ぜひご参加ください。



ふくせんレポート 第002号

発行所

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-20
高輪 OS ビル 9F

TEL: 03-3443-0011 FAX: 03-3443-8800

URL: <http://www.zfssk.com/>

編集協力 株式会社 東京コア

発行日 2011年9月20日